

登録更新対象下水道排水設備工事責任技術者 各位

沖縄県下水道協会

令和8年度下水道排水設備工事責任技術者 更新講習受講及び登録更新案内

下水道排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)に記載されている有効期限が、2026年9月30日となっている下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)のうち、有効期限満了後も引き続き責任技術者の登録を受けようとする責任技術者は、沖縄県下水道協会(以下「県協会」という。)が実施する更新講習を受講し、登録を更新する必要があります。

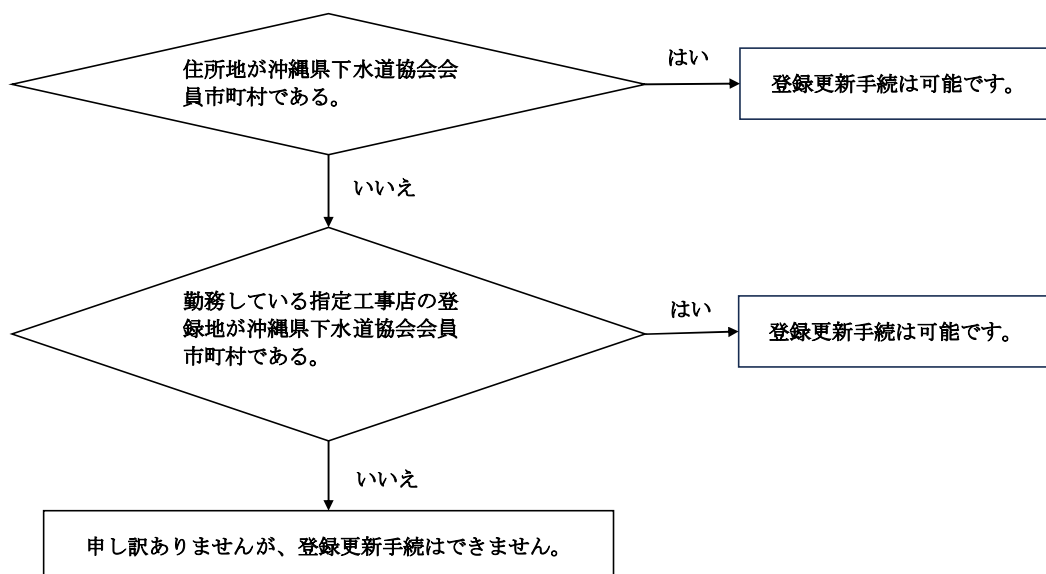
更新講習受講及び登録更新の申請については、以下のとおりです。

※ 更新講習では公益社団法人日本下水道協会発行「排水設備工事責任技術者講習用テキスト平成29年3月31日発行」(以下「テキスト」という。)を用いますので、テキストを持参してください。なお、テキストを持参できない場合は、更新講習受講・登録申請時にテキストの購入を申し込んでください。

1 登録更新対象責任技術者

県協会が交付した責任技術者証に記載されている有効期限が、2026年9月30日となっている責任技術者です。ただし、更新講習受講・登録申請時点において、次のいずれにも該当しない場合は登録更新手続きができませんので、申請の際は注意してください。

- (1) 住所地が沖縄県下水道協会会員市町村である。
- (2) 勤務している指定工事店の登録地が沖縄県下水道協会会員市町村である。



2 更新講習受講・登録更新の申請受付期間

申請受付期間

令和8年6月1日(月)～令和8年6月12日(金) ※期間厳守

3 更新講習受講・登録申請から責任技術者証受取までの流れ

登録更新対象責任技術者 ⇒ 住所地又は勤務している指定工事店の登録地の県協会会員市町村(以下「市町村」という。)の責任技術者担当課にて申請する(郵送不可)。

※下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録申請書等により市町村に申請。

※申請窓口は、「8 問合せ・申請先(市町村の責任技術者担当課)」を参照。

※市町村から、下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録票、下水道排水設備工事責任技術者更新講習用テキスト引換券(購入者のみ)を受け取る。



下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録申請書に記入した地区の更新講習を受講する。



更新講習の受講後、更新講習会場にて有効期限を更新した責任技術者証を受け取る。

4 更新講習受講・登録申請

(1) 申請方法

次の申請書等により、申請受付期間内に住所地又は勤務している指定工事店の登録地の市町村責任技術者担当課にて申請してください。

- ①下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録申請書
- ②下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録票
- ③下水道排水設備工事責任技術者更新講習用テキスト引換券(購入者のみ)
- ④「(2) 添付書類」に記載している写真等の添付書類

市町村の開庁日時については、市町村に確認してください。郵送での申請はできませんので注意してください。

なお、下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録申請書等の記入方法については、記入例を参照してください。

(2) 添付書類

- ① 写真3枚(縦3.0cm×横2.4cm。提出日前3か月以内に撮影した上半身脱帽(おおむね胸から上)のカラー写真。用紙は写真用紙であること。3枚とも同一の写真であること。責任技術者証作成用写真の裏面に氏名を記入すること。背景については、無地及び均一の淡い色であり、顔及び髪とのコントラストがはっきりしていること。また、被写体や背景に

影が作られていないこと。下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録申請書及び下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録票貼付用、責任技術者証作成用。)

- ② 氏名に変更があった場合、戸籍抄本又は住民票抄本のうち、氏名変更を証する書類(提出日前3か月以内に発行したもの)
- ③ 責任技術者証の写し(責任技術者証を紛失した場合は、県協会が登録更新対象責任技術者に送付した更新講習受講及び登録更新案内一式の封筒表面の写しを添付すること。)
- ④ 更新講習手数料及び登録更新手数料、更新講習用テキスト料(購入者のみ)の振替払込請求書兼受領証又はその写し
- ⑤ 住民票抄本(提出日前3か月以内に発行したもの)
- ⑥ 指定工事店証の写し(勤務先が指定工事店の場合のみ。)
- ⑦ 変更に係る必要書類(責任技術者証に記載されている住所、勤務先等に変更があった場合のみ)

(3) 手数料等 (税込。沖縄県下水道協会は、インボイス発行事業者ではありません。)

更新講習手数料	8,000円	}	合計 12,000円
登録更新手数料	4,000円		
テキスト料	2,500円(購入者のみ)		

※ 一度払い込んだ手数料及びテキスト料は、返還できませんので注意してください。

※ 同封しています「郵便局の払込取扱票」は、次の二種類となっています。

①更新講習手数料、登録更新手数料 12,000円

②テキスト料 2,500円

テキストを購入する場合、同封の二種類の払込取扱票で払い込むことも可能ですが、払い込むための手数料がそれぞれの払込取扱票において発生します。郵便局備え付けの払込取扱票を用いて「更新講習手数料、登録更新手数料」と「テキスト料」の合計 **14,500円**を一括して払い込むことも可能です。

この場合、郵便局備え付けの払込取扱票に次の口座記号、口座番号、金額、加入者名、ご依頼人のおところ・おなまえを記入してください。※払込取扱票記入例参照

なお、通信欄には、「更新講習手数料、登録更新手数料、テキスト料」と記入してください。

口座記号
01700-8

口座番号
79448

金額
14,500円

加入者名
沖縄県下水道協会

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
00	口座記号・番号はお間違えないよう記入してください。	01700-8	01700-8
01700-8	金額 千:百:十:万:千:百:十:円	79448	79448
	金額 14500		14500
加入者名	沖縄県下水道協会	加入者名	沖縄県下水道協会
通信欄	更新講習手数料 登録更新手数料 テキスト料 900-0006	金額	14500
おところ	那覇市おちまち1-1-1	おなまえ	那覇市おちまち1-1-1 下水道アパート123
おなまえ	下水道アパート123	ご依頼人	協会 一太郎 様
ご依頼人	協会 一太郎	日附印	
ご連絡先電話番号	098-941-7850	料金	円
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。		備考	

受講者の個人名フルネーム ※会社名のみ不可

5 更新講習期日、会場等

地区名	八重山	宮古
期 日	令和 8 年 7 月 10 日(金)	令和 8 年 7 月 3 日(金)
受付時間	午後 1 時分～1 時 30 分	午後 1 時～1 時 30 分
講習時間	午後 1 時 30 分～4 時	午後 1 時 30 分～4 時
会 場	石垣市役所 2 階 建設部会議室 (エレベーター横)	宮古島市クリーンセンター会議室
会場住所	石垣市字真栄里 672 番地	宮古島市平良字西仲宗根 565-6

地区名	本島中部・南部	本島北部
期 日	令和 8 年 7 月 14 日(火)	令和 8 年 8 月 6 日(木)
受付時間	午後 0 時 30 分～1 時 30 分	午後 0 時 45 分～1 時 30 分
講習時間	午後 1 時 30 分～4 時	午後 1 時 30 分～4 時
会 場	アイム・ユニバースてだこホール 市民交流室	名護市民会館 中ホール
会場住所	浦添市仲間 1 丁目 9 番 3 号	名護市港二丁目 1 番 1 号

※ 申請に当たっては、原則として申請する市町村が属する地区の更新講習会場としてください。市町村がどの地区に属するかは、「8 問合せ・申請先(市町村の責任技術者担当課)」を参照してください。

※ 特別な理由があり申請した更新講習を受講できなかった場合は、更新講習受講・登録更新を申請した市町村に問い合わせてください。

6 更新講習期日に台風が接近している場合の対応について

更新講習期日に台風が接近している場合、次のとおり対応します。

(1) 更新講習を実施できない場合のお知らせ

更新講習を実施できないと沖縄県下水道協会が判断する場合は、更新講習期日の午前 10 時までに、沖縄県下水道協会ホームページにてお知らせします。

(2) 更新講習期日の延期

当初の更新講習期日に更新講習を実施できない場合は、更新講習期日を延期して更新講習

を実施します。更新講習期日、会場等については、沖縄県下水道協会ホームページに延期情報を掲載しますので、当協会ホームページを確認してください。

当協会ホームページ URL : <http://okisuikyo.org/>



7 注意事項

- (1) 責任技術者証に記載されている有効期限が、2026年9月30日となっている責任技術者のうち、有効期限満了後も引き続き責任技術者の登録を受けようとする責任技術者は、県協会が実施する更新講習を受講し、登録を更新する必要があります。更新講習受講・登録更新の申請受付期間(令和8年6月1日(月)～令和8年6月12日(金))内に申請を行わない場合は、責任技術者の認定が失効しますので注意してください。
- (2) 郵送による申請及び県協会事務局での申請はできません。住所地又は勤務している指定工事店の登録地の市町村責任技術者担当課にて申請してください。それ以外の市町村責任技術者担当課では申請できません。
- (3) 更新講習では公益社団法人日本下水道協会発行「排水設備工事責任技術者講習用テキスト 平成29年3月31日発行」を用いますので、当該テキストを持参してください。当該テキストを持参できない場合は、更新講習受講・登録申請時に当該テキストの購入を申し込んでください。
なお、当該テキストを持参していない場合は更新講習を受講できませんので、登録の更新ができません。
- (4) 申請時点で現在の責任技術者証に記載されている住所、勤務先等に変更があった場合、変更に係る必要書類も添付してください。
- (5) 責任技術者証を紛失し、「4 更新講習受講・登録申請/(2) 添付書類/③ 責任技術者証の写し」を添付できない場合は、県協会が登録更新対象責任技術者に送付した更新講習受講及び登録更新案内一式の封筒表面の写しを添付してください。
- (6) 下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録申請書等への記入内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、下水道排水設備工事責任技術者更新講習受講・登録申請書氏名欄に押印している印鑑を押した上で訂正してください。市町村への申請の際、記入内容の訂正に備え、氏名欄に押印している印鑑を持参してください。

例 住所を間違った場合

那覇市おもろまち~~2丁目2番2号~~ 1丁目1番1号

印

- (7) 申請受付期間以外は受付できませんので、申請受付期間内に申請手続を済ませてください。振替払込請求書兼受領証の日付が申請受付期間内であっても、申請受付期限を過ぎると受付できませんので注意してください。
- (8) 一度払い込んだ手数料及びテキスト料は返還できませんので、注意してください。

8 問合せ・申請先(市町村の責任技術者担当課)

地区名	市町村名	責任技術者担当課名	電話番号
本島北部	名護市	環境水道部工務課	0980-52-1962
	本部町	上下水道課	0980-47-5515
	恩納村	上下水道課	098-966-1190
	宜野座村	上下水道課	098-968-5136
	金武町	上下水道課	098-968-3950
	伊江村	農林水産課	0980-49-3161
本島中部	うるま市	水道部下水道課	098-973-7977
	宜野湾市	上下水道局下水道施設課	098-892-4156
	浦添市	上下水道部工務課	098-877-8462
	沖縄市	上下水道局下水道課	098-921-3125
	読谷村	上下水道部上下水道課	098-982-9223
	嘉手納町	上下水道課	098-956-1111
	北谷町	上下水道部上下水道課	098-982-7713
	北中城村	上下水道課	098-935-2270
	中城村	上下水道課	098-895-5280
	西原町	建設部上下水道課	098-945-4934
本島南部	那覇市	上下水道局料金サービス課	098-941-7810
	糸満市	上下水道部工務課	098-840-8145
	豊見城市	上下水道部下水道課	098-850-8164
	南城市	下水道課	098-917-5349
	与那原町	上下水道課	098-945-3017
	南風原町	経済建設部区画下水道課	098-889-2508
	八重瀬町	経済建設部土木建設課	098-998-1123
	渡嘉敷村	観光産業課	098-987-2323
	座間味村	産業振興課	098-987-2312
宮古	宮古島市	環境衛生局下水道課	0980-75-5121
八重山	石垣市	建設部下水道課	0980-82-1537
	竹富町	上下水道課	0980-83-3732
久米島	久米島町	上下水道課	098-985-2066

※ 住所地又は勤務している指定工事店の登録地の市町村責任技術者担当課にて申請してください。

【記入例】

下水道設備工事責任技術者更新講習・登録申請書

沖縄県下水道協会会長 宛

押印してください。

*受講番号は記入しないでください。

原則として申請する市町村が属する地区を記入してください。

フリガナ キョウウカイ イチタロウ

氏名 協会 一太郎

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

講習会場 本島南部 地区

生年月日 昭和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

*登録番号



〒900-0006 那覇市おもろまち ~~2丁目2番2号~~ 下水道アパート123

現住所

〒900-0006 那覇市おもろまち 1丁目1番1号

訂正方法
二重線を引いて押印

カブシキガイシャ ガスイドウセツビ

株式会社 下水道設備

勤務先住所

〒900-0006 那覇市おもろまち 2丁目 2番 2号

勤務先住所

*登録番号は記入しないでください。

住民票に記載されている住所をその記載どおりに記入してください。

電話番号 098-941-7850

指定工事店・指定工事店外

電話番号 098-941-7849

添付書類

写真 (縦3.0cm×横2.4cm、提出日前3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽のカラー写真)

氏名に変更があった場合、戸籍抄本又は住民票抄本のうち、氏名変更を証する書類 (提出日前3ヶ月以内に発行したもの)

責任技術者証の写し

更新講習手数料及び登録更新手数料振替払込請求書兼受領証又はその写し

住民票抄本 (提出日前3ヶ月以内に発行したもの)

指定工事店証の写し (勤務先が指定工事店の場合のみ)

勤務していない場合は、記入しないでください。

※更新講習料は公益社団法人日本下水道協会発行「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」を買い取ることで、当該講習料を待参してください。当該テキストを待参していただく場合は、更新講習受講・登録申請時に当該テキストの購入を申し込んでください。

※当該テキストを持参し、更新講習を受講できませんので、登録の更新ができません。

記入上の注意事項

- * 欄 (受講番号、登録番号) は記入しないでください。
- 黒ボールペンを用いて記入してください。
- 生年月日欄「昭和・平成」及び勤務先住所欄「昭和・平成」の記入は原則元号としてください。
- 年月日の記入は原則元号としてください。

振替払込請求書兼受領証

口座番号 0170008

振替先名 振替協会

勤務先名欄「指定工事店・指定工事店外」のいずれかかを○印で囲んでください。

金額 12000

手数料 2500

おなまえ

〒112-0000

〒170008

テキストを購入する場合は貼り付けてください。

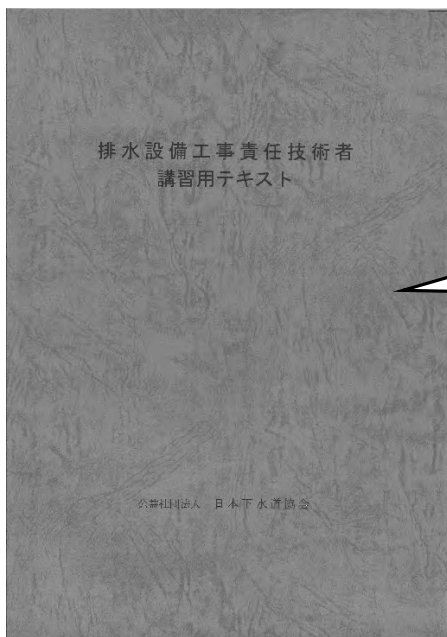
この受領証は、大切に保管してください。

公益社団法人日本下水道協会発行「排水設備工事責任技術者講習用テキスト 平成29年3月31日発行」について

令和8年度下水道排水設備工事責任技術者更新講習では、公益社団法人日本下水道協会発行「排水設備工事責任技術者講習用テキスト 平成29年3月31日発行」(以下「テキスト」という。)を用います。

なお、テキストの表紙及び奥付は次のとおりです。

表紙



実際の表紙の色は「青色」です。

排水設備工事責任技術者講習用テキスト

平成29年3月31日	発行
平成30年1月19日	第2刷
平成30年9月28日	第3刷
平成31年1月21日	第4刷
令和元年9月30日	第5刷
令和2年4月	第6刷
令和2年9月	第7刷

テキストを持参する場合は、発行日が「平成29年3月31日」となっているか確認してください。

なお、刷数(第2刷等)は問いません。
※平成29年3月31日より前に発行された「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」では更新講習を受講できませんので、注意してください。

発行者 成田 儀範
発行所 公益社団法人日本下水道協会
東京都千代田区内神田2-10-12
(内神田すいすいビル)
電話 (03) 6206-0260 (代表)
印刷所 株式会社 キタジマ
東京都墨田区立川2-11-7